

千葉県立中央博物館講師派遣事業実施要項

平成28年1月8日 館長決定

(最終改正 平成29年10月3日)

(趣旨)

第1条 この要項は、千葉県立中央博物館（以下「博物館」という。）が実施する博物館法第3条第1項第7号及び第11号の規定による博物館の事業のうち、職員の派遣を伴う事業（以下「講師派遣事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 館長は、次の各号のいずれにも該当する事業について、承認をすることがある。

- (1) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの
- (2) 千葉県の区域及びこれに隣接する地域において開催されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる事業については、承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申請の手続)

第3条 講師派遣事業を申請しようとする者は、講師派遣事業申請書（第1号様式）を、原則として事業の開催2か月前までに館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請書を受けたときは、速やかに承認するかどうかを文書で通知するものとする。

(費用の負担)

第4条 講師派遣事業に係る旅費、材料費等の費用は、申請者が負担するものとする。

(報告)

第5条 申請者は、講師派遣事業が完了した場合には、速やかに事業実施報告書（第2号様式）を館長に提出しなければならない。

(特例)

第6条 第2条第1項第2号の規定にかかわらず、博物館、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。）及び研究所と協力し、その活動を援助するため、館長が必要と認め職員を派遣しよ

うとする場合は、旅費別途の扱いとする出張とすることができる。

(補則)

第7条 この要項の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年9月1日から適用する。

千葉県立中央博物館講師派遣事業実施要項の運用について

千葉県立中央博物館講師派遣事業実施要項(平成28年1月8日館長決定。以下「要項」という。)の運用については、下記によることとしますので、平成29年9月1日以降は、これにより取り扱ってください。

記

要項第2条第1項第2号に規定する「千葉県の区域及びこれに隣接する地域」は、千葉県に茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県を加えた地域とする。

<参 考>

博物館法第3条第1項

第7号 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

第11号 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。